

令和 2 年 11 月 10 日
日 本 貸 金 業 協 会
相 談 ・ 紛 争 解 決 委 員 会

加入貸金業者による義務の不履行の事実の公表について

相談・紛争解決委員会（委員長：深澤武久）は、紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項第 4 条第 1 項、及び紛争解決等業務に関する規則第 3 3 条第 2 項、同細則第 1 3 条に基づき、下記の各加入貸金業者につき、手続実施基本契約上の義務の不履行の事実を公表いたします。

記

1 対象加入貸金業者

(1) アーク年金

登録番号：東京都知事（4）第 31272 号

(2) 株式会社ミカサ

登録番号：東京都知事（5）第 30234 号

2 不履行の事実：手続実施基本契約締結後、平成 3 0 年度分以降の負担金の支払義務を怠った。（手続実施基本契約条項第 1 条第 1 項、紛争解決等業務に関する規則第 1 1 2 条、同細則第 5 5 条）